

第2回大樹町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年8月31日（月） 午後1時30分

2. 場 所 大樹町役場委員会室（3階）

3. 出席委員 13名

1	乙部 毅博	2	牧田 日出男	3	寺嶋 誠一
4	鈴木 敏文	5	水野 敦	6	金曾 浩文
7	角倉 和博	8	金曾 千春	9	竹次 正実
10	西川 圭介			12	三木 隆志
13	太田 福司	14	穀内 和夫		

4. 欠席委員 1名

11	佐藤 照実
----	-------

5. 議事日程

日程第1 農業委員会業務報告について

日程第2 議案第24号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の決定について

日程第3 議案第25号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の決定について

6. 事務局 清原局長、薩田係長

7. 閉会時間 午後2時05分

8. 会議の概要

穀内会長	ただ今の出席委員は13名であります。定足数に達しておりますので、第2回、大樹町農業委員会、総会を開きます。 会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、議長において、3番・寺嶋 誠一委員、4番・鈴木 敏文委員を指名いたします。 日程第1、大樹町農業委員会業務報告を行います。事務局より内容説明を求
------	---

	めます。
清原局長	それでは、7月21日開催の第1回総会以降に行われました業務等につきまして報告いたします。 1の会議関係では、7月30日、南十勝農業委員会会長・代理・事務局長研修会が広尾町で開催され、穀内会長、太田代理、事務局長が出席しております。とちり飼料を視察し、配合飼料のサンプルなども見せていただきました。 8月1日、南十勝農業委員会委員パークゴルフ大会練習会1を行い、穀内会長以下、委員11名と事務局2名が参加しております。 8月3日、地域政策懇談会（自民党）が役場委員会室で開催され、事務局長が出席しております。町からは、黒川町長やJA大樹町の西川組合長などが出席し、自民党からは中川衆議院議員、黒田道議会議員などが出席し、町からの要望について意見交換を行っております。 8月7日、農業委員会四役・班長会議を役場第2会議室で開催し、穀内会長以下、四役と班長、合わせて7名が出席し、第26期の活動方針について協議しております。内容については、この後の委員協議会でご説明いたします。 8月8日、南十勝農業委員会委員パークゴルフ大会練習会2を行い、穀内会長以下、委員8名と事務局2名が参加しております。 8月10日、十勝農業委員会連合会臨時総会が帯広市役所で開催され、穀内会長と事務局長が出席しております。この場において、穀内会長が十勝農委連の理事に選任されております。 8月11日、会長杯パークゴルフ大会を歴舟川パークゴルフ場、懇親会を居酒屋よりみちで開催し、穀内会長以下、委員11名と事務局3名が参加しております。雨が心配されましたが、スタート時刻を1時間早めて、本降りになる前に無事にホールアウトできました。 8月16日、南十勝農業委員会委員パークゴルフ大会練習会3を行い、穀内会長以下、委員6名と事務局1名が参加しております。 8月18日、南十勝農業委員会委員等研修会が大樹町当番で開催され、穀内会長以下、委員11名と事務局3名が参加しております。今年の団体戦は広尾町が優勝し、大樹町は惜しくも準優勝で、二連覇とはなりませんでした。個人戦では、上位10位までに4人が入る健闘ぶりでした。会場を福祉センターに移動して、研修会では、地域おこし協力隊で有害鳥獣対策支援員の小川令人氏に「宇宙の町 大樹町のヒグマの概要」と題して講演いただきました。デントコーン畑の食害の状況をドローンで撮影した画像などを見せながら説明いただきました。その後、懇親会、二次会を開催しております。来年度は幕別町開催となります。 8月19日、十勝農業委員会連合会役員会が帯広市ソネビルで開催され、穀内会長が出席しております。 8月20日、新任農業委員研修会が帯広市とちりプラザで開催され、角倉委員、竹次委員、佐藤委員、西川委員と事務局長が出席しております。北海道農業会議の三本部長から、農業委員会法・農地制度の概要について説明がありました。 8月26日、牧田農政委員長以下委員6名と穀内会長、太田代理において、農政委員会を行い、農地等の利用の最適化の推進に関する指針につきまして、協議しております。この後の、議案第25号でご審議いただくこととなっております。

	同じく8月26日、ブロック別農委職員研修会が帯広市とかちプラザで開催され、事務局係長が出席しております。 8月27日、北海道農業会議説明会がオンラインで開催され、事務局長が出席しております。北海道農業会議の負担金の増額について説明を受けております。 次に2番「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等について」です。 今月の報告は4件です。内容等を審査し、適格法人であることを確認しております。 次に3の「旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の延長について」です。 旧農業経営基盤強化促進法第18条に定められていた農用地利用集積計画は、借主と貸主と町が協議の上、三者で合意があった場合は、集積計画を延長することができますとされております。 これに基づき、今回、1件の集積計画の延長を行いましたので、ご報告いたします。 資料2を添付しております。 最後に4のその他で8月15日基準日の作況調査につきまして、調査結果資料3を添付しておりますので、後程、お目通し願います。 以上で業務報告を終わります。
穀内会長	報告が終わりました。報告の内容について質疑はありませんか。 (質疑なし) 質疑なしと認め、以上で業務報告を終わります。 日程第2、議案第24号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)の決定について」の件を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。
清原局長	それでは、議案第24号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)の決定について」の提案説明を申し上げます。 これまで、旧農業経営基盤強化促進法第18条に定められていた農用地利用集積計画が、令和7年4月1日からの地域計画の開始を受けて、農用地利用集積等促進計画に移行するものです。 今回ご審議頂きます申請は2件です。 内訳は、賃貸借が2件となっております。つきましては、計画案について、ご審議方よりようお願いいたします。 以上で提案説明を終わります。
穀内会長	それでは、申請番号1番から2番の内容について、事務局より説明を求めます。
薩田係長	申請番号1番、所在、地番につきましては、字■■■、他■■筆であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ ■■■、借主は、■■■ ■■■ ■■■氏、経営面積は、■■■㎡であり、当地における賃料は、年額■■■円です。売買等事業の貸付タイプで、賃料は売買価格の1%となっております。期間は、公告日から令和13年7月6日であります。この、あっせん会議は、4月20日に岩岡班長 他4名により実施しております。 申請番号2番、所在、地番につきましては、字■■■ 他■■筆であります。登

	記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ ■■■、借主は、■■■ ■■■ ■■■、経営面積は、■■■㎡であり、当地における賃料は、年額■■■円です。売買等事業の貸付タイプで、賃料は売買価格の1%となっております。期間は、公告日から令和13年7月6日であります。この、あっせん会議は、4月22日に辻本班長 他5名により実施しております。 以上で説明を終わります。
穀内会長	内容の説明が終わりました。 次に、申請番号1番について、あっせん班より地域調整報告を求めます。地区担当委員、乙部 毅博 委員から報告願います。
乙部委員	申請番号1番につきましては、売買等事業におけるあっせんの申し出があり、農事組合に周知し、借主を決定しました。賃借料につきましては、4月20日のあっせん会議で売買価格を決定し、売買価格の1%が賃借料となることについて了承を得ております。ご審議の程、よろしくお願いします。
穀内会長	次に、申請番号2番について、あっせん班より地域調整報告を求めます。地区担当委員、三木 隆志 委員から報告願います。
三木委員	申請番号2番につきましては、売買等事業におけるあっせんの申し出があり、農事組合に周知し、借主を決定しました。賃借料につきましては、4月22日のあっせん会議で売買価格を決定し、売買価格の1%が賃借料となることについて了承を得ております。ご審議の程、よろしくお願いします。
穀内会長	報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。 (質疑ないとき) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。 これより議案第24号、「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)の決定について」申請番号1番から2番の件を採決いたします。 本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (異議ないとき) ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。 日程第3、議案第25号「大樹町農地等の利用の最適化の推進に関する指針の一部改正について」の件を議題といたします。 事務局より提案説明を求めます。
清原局長	それでは、議案第25号「大樹町農地等の利用の最適化の推進に関する指針の一部改正について」の提案説明を申し上げます。 この指針につきましては、農業委員会法第7条において、全ての農業委員会が定めなければならないと規定されているもので、概ね、農業委員の改選期に合わせて、修正することとされていることを受け、令和5年1月に定めた指針を改正するものです。 なお、今月、26日に、農政委員会を開催し、指針の一部改正(案)をご協議いただき、了承を得て、本総会にお諮りするものであります。 つきましては、その内容について、ご審議方よろしくお願いします。 以上で提案説明を終わります。
穀内会長	それでは、内容について、事務局より説明を求めます。
清原局長	大樹町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)をご覧ください。この案は、令和5年1月に策定した指針から大きく変わっておりません。修正した箇所に触れながらご説明いたします。指針は、第1から第3ま

	で構成されており、第1は「基本的な考え方」です。それでは、読み上げます。「地域計画」というワードが出てきましたが、地域計画とは、地域ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農地の在り方と農地利用の将来像を定めた計画で、令和7年4月にスタートしたものです。修正前は、この定義が記載されておりましたが、もう計画が始まっておりますので、削っています。 次に第2「具体的な目標、推進方法及び評価方法」です。1. 遊休農地の発生防止・解消について、（1）遊休農地の解消目標についてですが、現状を令和8年3月、3年後の目標を令和11年3月、目標を10年後の令和18年3月に修正しています。管内の農地面積は、「耕地及び作付面積統計」に基づいており、前回も14200haで変わっておりません。遊休農地は現状でありませんので、今後も発生させないことを目標としております。（2）遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法、（3）遊休農地の発生防止・解消の評価方法については、修正はありません。それでは読み上げます。2. 担い手への農地利用の集積・集約化について、（1）～（3）まで文言については変更ありません。表中の年について先ほどと同じように修正しております。（1）担い手への農地利用集積目標ですが、現状の集積面積が、12150haとなっております。目標数値につきましては、面積を減らさないことを目標とし、同じ12150haとしております。その下の【参考】担い手の育成・確保欄につきましても、現状の数値を減らさないことを目標としております。続いて、（2）と（3）を読み上げます。修正箇所はありません。次に、3. 新規参入者の促進について、（1）新規参入の促進目標についてですが、表中の年について先ほどと同じように修正しております。新規参入者の個人と法人それぞれ、目標を1人又は、1法人とし、面積もそれぞれ10haとしております。続いて、（2）と（3）を読み上げます。修正箇所はありません。 最後に、第3「地域計画」の目標を達成するための役割についてですが、こちらも修正箇所はありません。読み上げます。 以上を指針案としております。これで説明を終わります。
穀内会長	内容の説明が終わりました。 次に、農政委員会から報告を求めます。農政委員長、牧田 日出男委員から報告願います。
牧田委員	8月26日に農政委員会を開催し、指針の一部改正（案）の内容について審議いたしました。農政委員会においては、内容等に不備はなく、総会に諮ることを了承しております。ご審議の程、よろしくお願いします。
穀内会長	報告が終わりました。 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。 （質疑なし） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。 これより議案第25号「大樹町農地等の利用の最適化の推進に関する指針の一部改正について」の件を採決いたします。 本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 （異議なし） ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決定されました。 以上で本日の総会に付議された案件は、全部終了いたしました。 次に連絡事項に入ります。 事務局より説明します。

清原局長	次回の総会につきましては、9月30日水曜日を予定しておりますので、よろしく願いいたします。
------	---

以上、会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

大樹町農業委員会

令和8年8月31日

会 長 穀内 和夫

委 員(3 番) 寺嶋 誠一

委 員(4 番) 鈴木 敏文